

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 3 月 3 日

関東経済産業局長 殿

柏市長 太 田 和 美

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

令和4年3月31日現在の柏市の住民基本台帳人口は、431,203人であり、男性213,119人、女性218,084人である。

その内訳は、年少人口55,144人(12.79%)、生産年齢人口263,766人(61.17%)、老年人口112,293人(26.04%)である。

(人口：人，割合：%)

	年少人口	割合	生産年齢人口	割合	老年人口	割合	合計
R4.3.31	55,144	12.79	263,766	61.17	112,293	26.04	431,203
H30.3.31	54,580	13.08	256,492	61.48	106,146	25.44	417,218
H15.3.31	45,085	13.74	236,435	72.08	46,508	14.18	328,028
H01.3.31	60,974	26.60	215,416	72.78	19,584	6.62	295,974

以上のデータから総人口の増加する背景には老年人口が増加する一方で、年少人口及び生産年齢人口が減少していくことが予測され、市税収入の減少等が懸念される。

イ 産業構造及び中小企業者の実態等

柏市においては、卸売業・小売業に次いで製造業が市内全産業売上高のうち16%(147,548百万円)を占めており、基幹産業の一つである。また製造業においては、電気機械器具、食料品、金属製品、生産用機械器具、プラスチック製品のシェアが全国との比較においても高く、全製造品出荷額のうち62%、全事業所数のうち58%、全従業員数のうち65%を占めている。

一方、製造業分野における事業所数及び従業員数は年々減少傾向にあることから、魅力的な産業・事業所の育成、付加価値の高い企業の戦略的誘致を目標として策定した「柏市第五次総合計画」に基づき、魅力ある産業が活躍するまちづくりを目指している。

また柏市には最先端の技術を研究する拠点である東京大学や千葉大学、国立がん研究センター、産業技術総合研究所といった「知」が集積する地域特性を持っており、数多くの産業の芽・シーズと研究人材が存在する。加えて、東葛テクノプラザや東大柏ベンチャープラザなどのインキュベーション施設も充実しており、多くのベンチャー企業が立地している。中小企業者は上記機関との

連携及び新ビジネスの創出に取り組むことで自社の抱える課題を解決し成長を目指している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、千葉県の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に25件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が承認された事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

柏市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が柏市の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く市内事業者の労働生産性を向上を後押しする観点から、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

広く市内事業者の労働生産性を向上を後押しする観点から、すべての業種を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

次に掲げる事業及び該当者は先端設備等導入基本計画の認定対象としない。

- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容等）
- ・ 人員削減を目的とした事業
- ・ 宗教活動及び政治活動を目的とする事業
- ・ 市税を滞納している者
- ・ 法人等（個人又は法人）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ・ その他、認定が不適切と市長が認めるとき